

平成29年度第1回

岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会

会議資料

日時：平成29年7月24日(月)

13:30～15:00

場所：ピュアリティまきび2階「白鳥」

岡山県保健福祉部障害福祉課

配付資料一覧

	資料名	頁
資料 1	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて	1
資料 2	第 5 期岡山県障害福祉計画・第 1 期岡山県障害児福祉計画の策定方針・骨子案について	1 1
資料 3	第 5 期岡山県障害福祉計画・第 1 期岡山県障害児福祉計画の今後の策定スケジュールについて	1 7

<別冊>

参考資料 1 第 4 期岡山県障害福祉計画（平成 2 7 年 3 月制定）

参考資料 2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための
基本指針（平成 2 9 年厚生労働省告示第 1 1 6 号）

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国の基本指針の見直し

1 基本的事項

- ・厚生労働大臣の定める基本指針では、障害福祉計画の計画期間は3年とされており、都道府県・市町村では3年ごとに障害福祉計画を作成している。
- ・昨年度の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、都道府県・市町村では平成30年度に向け、基本指針に即し、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定める必要がある。

【参考】

障害者総合支援法（抜粋）

第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 略

4 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第33条の22第1項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる

児童福祉法（抜粋）

第33条の22 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

2 最近の施策・法律の主な動き

○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

(H29. 6. 2 公布、H30. 4. 1 施行)

- ・地域共生社会の実現に向けた取組の推進

高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを創設

※指定基準等は、平成 30 年度介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定時に検討

○障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律 (H30. 4. 1 施行)

- ・自立生活援助・就労定着支援の創設
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築 (障害児福祉計画の策定)
- ・医療的ケアを要する障害児に対する支援 (H28. 6. 3 施行)

○発達障害者支援法の一部を改正する法律 (H28. 8. 1 施行)

- ・発達障害者支援地域協議会の設置等

○障害者差別解消法の施行 (H28. 4. 1 施行)

- ・障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供

○成年後見制度利用促進法 (H28. 5. 13 施行)

○ニッポン一億総活躍プラン (H28. 6. 2 閣議決定)

- ・障害者、難病患者等の活躍支援、地域共生社会の実現

3 国の基本指針の見直しの主なポイント

次頁のとおり

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 発達障害者支援の一層の充実
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
 - ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
 - ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・ 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

4. その他の見直し

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・ 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・ 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

障企発 0331 第 6 号

平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課長

（公印省略）

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の全部改正について（通知）

日頃より障害保健福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日付で告示された、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）につきまして、別添のとおり定めましたので、管内市町村等に対して周知徹底を図るとともに、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の作成に当たりご配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部改正について（概要）

1 告示の趣旨

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 87 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が平成 27 年度から平成 29 年度までの第 4 期障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めているところである。

今般、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が平成 30 年度から平成 32 年度までの第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」として定めるものである。

2 主な改正内容

(1) 地域共生社会の実現のための規定の整備【基本指針第一の一の 4 関連】

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進することを定める。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【基本指針第一の一の 3 関連】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築について定める。

(3) 障害児支援の提供体制の計画的な整備【基本指針第一の一の 5, 第一

の四、第二の五、第三の一の四、第三の二の四（二）関連】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）により、児童福祉法に障害児福祉計画の策定が義務づけられたこと等を踏まえ、以下の柱を盛り込み、障害児支援の提供体制の確保に関する事項等を新たに定める。

①地域支援体制の構築

②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

③地域社会への参加・包容の推進

④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

⑤障害児相談支援の提供体制の確保

（4）発達障害者支援の一層の充実【基本指針第一の三の 3、第一の三の 4 関連】

発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 64 号）の施行を踏まえ、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援地域協議会の設置の重要性等について定める。

（5）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定【基本指針第二関連】

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の高齢化、重度化を踏まえ、

・平成 28 年度末時点における施設入所者の 9%以上を平成 32 年度末までに地域生活へ移行するとともに、

・平成 32 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から 2%以上削減すること

を基本とする。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、成果目標を次のとおり設定する。

・平成 32 年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。なお、都道府県ごとにも協議の場を設置することが望ましい。

- ・平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
- ・都道府県は、平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・都道府県は、平成 32 年度末における入院後 3 ヶ月時点、入院後 6 ヶ月時点及び入院後 1 年時点の退院率の目標値を、それぞれ 69%以上、84%以上及び 90%以上として設定することを基本とする。

③ 地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 32 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にすることを基本とする。
- ・平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末実績から 2 割以上増加することを目指す。
- ・就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本とする。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発

達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、重症心身障害児の支援には専門性を必要とすること等から、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

- ・平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(5) その他

- ・都道府県や難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行うこと等により、難病患者等の障害福祉サービス等の活用が促されるようにすること等について定める。【基本指針第一の一の二 関連】
- ・高次脳機能障害について、協議会において高次脳機能障害支援拠点等の専門機関との連携を確保することが必要であることや、高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要があること等について定める。【基本指針第一の三の四，第一の四の四（3）、第三の三の四（1） 関連】
- ・相談支援体制の構築について、障害者等への相談支援の質の向上を図るため、基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、都道府県は設置に向けた積極的な働きかけを行うこと、同センターに相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保すること等について定める。【基本指針第一の三の1 関連】
- ・障害者等が安心して地域に住むことができるよう、都道府県及び市町村においては、協議会と居住支援協議会との連携に努めることが求められることについて定める。【基本指針第一の三の4 関連】
- ・就労移行支援事業の利用者数については、サービス等利用計画案を踏まえて、暫定支給決定期間を設定し、利用者の最終的な意向確認をしたものに限られることに留意して行うことについて定める。【基本指針第二の四 関連】
- ・都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、保育

所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うことについて定める。【基本指針第三の一の4】

- ・活動指標については、より高い頻度で障害種別ごとに実績を把握し、設定した見込量等の達成状況等の分析及び評価を行うことについて定める。【基本指針第三の一の8 関連】
- ・障害児入所支援等から障害福祉サービスへの支援の移行について、指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みや市町村と都道府県の連携について定める。【基本指針第三の二の2（一）、第三の三の3 関連】
- ・地域生活支援拠点等の整備について、第四期障害福祉計画の期間中に地域生活支援拠点等の整備を行わなかった市町村又は圏域においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備に努める必要があること等について定める。【基本指針第三の二の2（三）、第三の三の2（三） 関連】
- ・都道府県において、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修等の各種研修を十分に実施すること等について定める。【基本指針第三の三の4（一） 関連】
- ・改正法により障害福祉サービス等の情報公表制度が創設されることを踏まえ、都道府県において、事業者に対して当該制度の周知を図るとともに、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施すること等について定める。【基本指針第三の三の4（二） 関連】
- ・障害者虐待の防止対策の推進を図る観点から、都道府県及び市町村において、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること等について定める。【基本指針第四の一 関連】
- ・意思決定支援の質の向上を図るため、都道府県において、ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対する普及を図るよう努めること等について定める。【基本指針第四の二 関連】
- ・障害者の社会参加を促進する観点から、都道府県や市町村において、国との連携を図りながら、障害者の芸術文化活動の振興を図ること等について定める。【基本指針第四の三 関連】
- ・平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する

る法律（平成 25 年法律 65 号）を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことの重要性等について定める。【基本指針第四の四関連】

- ・障害福祉サービス事業所等において、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることや、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することの必要性等について定める。【基本指針第四の五関連】
- ・活動指標について、就労定着支援、自立生活援助、障害児関係、発達障害関係について、新たに定める。【基本指針別表第一関連】
- ・活動指標に係る勘案事項に、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に係るサービス利用について、定める。【基本指針別表第一関連】
- ・福祉施設から一般就労への移行等に係る活動指標について、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みや福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込み等について定める。【基本指針別表第一の一関連】
- ・共同生活援助の利用者数の見込みを設定する際には、より正確に利用者数を見込むため、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数やグループホームから退所する者の数についても勘案事項に含めることについて定める。【基本指針別表第一の四関連】

第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画 の策定方針・骨子案について

1 策定方針

- ・第4期「岡山県障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき都道府県に策定が義務付けられている、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制等に関する計画であるが、その計画期間が平成29年度をもって満了するため、第5期計画を策定する。
- ・障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）に基づき新たに義務付けられた障害児福祉計画については、第5期障害福祉計画の中で障害児支援の提供体制を具体的に記載するなど、一体的に策定を行う。
- ・本計画の策定にあたっては、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）（以下「国の基本指針」）を基本とし、晴れの国おかやま生き生きプランや、第3期岡山県障害者計画等の趣旨を踏まえながら、市町村との連携の下、策定を進める。
- ・そうしたことに加え、今後、各種障害者団体の意見等を丁寧に聴取の上、適切なタイミングに、岡山県障害者施策推進審議会、岡山県自立支援協議会や議会等に諮りながら進める。

●障害のある人に関する計画

計画名	H11	~	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
岡山県障害者計画 (障害者基本法)	←							←					←					→
	岡山県障害者長期計画							第2期岡山県障害者計画					第3期岡山県障害者計画					
	H15 一部改訂(支援費制度) H19 一部改訂(障害者自立支援法)																	
岡山県障害福祉計画 (障害者総合支援法)			←		←		←		←		←		←		←			→
			第1期		第2期		第3期		第4期		第5期							

(参考)

区分	障害者計画	障害福祉計画
法的根拠	障害者基本法第9条第2項	障害者総合支援法第89条第1項
所轄省庁	内閣府	厚生労働省
内容	障害者の施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に関する計画

2 見直しのポイント（骨子案）

（1）計画の性格・位置づけ

- ・ 障害者総合支援法第 89 条第 1 項の規定に基づき、国の基本指針に即して策定
- ・ 障害のある人のための施策に関する県基本計画として策定した第 3 期岡山県障害者計画の生活支援分野の実施計画として策定
- ・ 関連する他の県計画（岡山いきいき子どもプラン 2015、第 6 期高齢者保健福祉計画など）と整合を図りつつ策定

（2）計画の基本理念等

基本理念はこれまでの第 4 期計画のものを維持することを基本とし、5 つの点に重点を置きながら、障害福祉サービス等の基盤整備の推進を図っていく。

①基本理念

「共生社会の実現（ノーマライゼーションの推進）」

②重点的な視点（5 つの視点）

ア 地域生活移行の促進

障害がある人の地域での自立を促進するため、グループホーム等の生活基盤の充実等により、福祉施設から地域生活への移行を促進

イ 就労移行の促進及び所得の向上

障害がある人の地域での自立を促進するため、就労移行支援サービスの推進や、障害のある人に対する就業面と生活面の一体的な支援体制の整備等により、福祉施設から一般就労への移行を促進

また、所得向上に向けた支援策の充実、官公需優先調達への配慮や共同受注の促進など、福祉的就労に関する取組を促進

ウ 障害福祉サービス量の充足

障害がある人の自立と社会参加を促進するため、地域（圏域）で必要とされるサービス量の充足を目指し、基盤整備を促進

エ 障害児支援の提供体制の整備等（※第 4 期計画から規定追加）【項目見直し】

教育、保育、医療等の関係機関などと連携し、障害児の支援体制の確保を促進

オ 人材の養成・確保と資質の向上等

質の高いサービスの提供のため、ホームヘルパーや手話通訳者等の養成、確保とともに、その資質向上を促進。また、障害者の虐待防止、差別解消を促進

(3) 計画の体系（重点的な視点ごとの主な見直し方針）

①地域生活移行の促進

- ・「発達障害者」や「重症心身障害者」への支援に関する項目を新設
- ・発達障害者等に対する支援に関する活動指標を追加
（例）発達障害者支援地域協議会の開催回数 等
- ・自立生活援助など、新たな障害福祉サービスに対応した施策実施方針を追加

②就労移行の促進及び所得の向上

- ・就労定着支援など、新たな障害福祉サービスに対応した施策実施方針を追加

③障害福祉サービス量の充足

- ・圏域ごとに、障害福祉サービス見込量の充足、確保に向けた施設整備計画を追加
（施設整備計画と障害福祉計画のリンク化）

④障害児支援の提供体制の整備等（※第1期岡山県障害児福祉計画として位置付けを想定）

- ・「重症心身障害児」や「医療的ケア児」をはじめ、障害児に対する重層的な支援に関する記載を追記
- ・障害児支援の提供体制の整備に関する成果目標を追加
（例）医療的ケア児支援の協議の場の設置 等

⑤人材の養成・確保と資質の向上等

- ・利用者の安全確保に向けた取組のほか、障害福祉サービス等の情報公開制度による質の向上を追加

(4) 計画の期間

3年間（平成30～32年度）

※現行第4期計画 3年間（平成27～29年度）

(5) 計画の推進体制

- ・計画中の成果目標及び活動指標については、これまでどおり、少なくとも年に1回以上、その実績を把握及び評価し、必要があると認めるときは、計画の見直しを講ずること。また、計画期間中の中間評価などの際には岡山県障害者施策推進審議会等において意見聴取を行うこと等を規定

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の重点的な視点 体系図（骨子案）

第5期骨子案	第4期岡山県障害福祉計画
<p>【基本理念】 (略)</p>	<p>【基本理念】 共生社会の実現（ノーマライゼーションの推進）</p>
<p>【重点的な視点】</p> <p>1 地域生活移行の促進 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 発達障害のある人の支援 ←</p> <p>(5) 重症心身障害者の支援 ←</p> <p>(6) その他の地域生活を支える各種取組 ・災害時の体制づくり</p> <p>2 就労移行の促進及び所得の向上 (略)</p> <p>3 障害福祉サービス量の充足 (略)</p> <p>4 障害児支援の提供体制の整備等 (略) ←</p> <p>※第1期障害児福祉計画として整理 ・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援の利用体制の構築 ・重症心身障害児支援体制の確保 ・医療的ケア児支援の協議の場設置 等</p> <p>5 人材の養成・確保と資質の向上等 (略)</p>	<p>【重点的な視点】</p> <p>1 地域生活移行の促進</p> <p>(1) 施設入所から地域生活への移行 ・障害がある人の地域生活を支える関係者のネットワークの充実 ・グループホーム等の居住基盤整備等の推進 ・障害のある人の社会参加を支える人材の養成 ・基幹相談支援センターにおける総合的な相談業務の実施</p> <p>(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行 ・精神障害者地域移行と地域定着支援の体制整備 ・精神障害者アウトリーチ（訪問支援）の充実 ・精神障害のある人の地域生活支援</p> <p>(3) 地域生活支援拠点等の整備</p> <p>(4) その他の地域生活を支える各種取組 ・災害時の体制づくり ・発達障害のある人の支援 ・重症心身障害者とその家族への支援</p> <p>2 就労移行の促進及び所得の向上</p> <p>(1) 障害のある人の就労移行促進に必要な基盤の整備 ・障害のある人の就労を支える関係者間のネットワークの充実 ・障害者就業・生活支援センター等による支援</p> <p>(2) 障害のある人の就労移行を支援する各種施策の推進 ・障害のある人の雇用を支援する施策の推進 ・重度の障害のある人等の在宅就労支援の推進 ・障害のある人自身の理解の促進 ・就労移行促進のための研修会</p> <p>(3) 障害のある人の所得の向上 ・工賃水準向上のための研修会 ・セルフセンター等の機能強化 ・優先調達の推進</p> <p>(4) 特別支援学校における進路指導の充実等 ・進路指導体制の整備 ・進路開拓、職場体験実習の促進 ・就労支援協議会等関係機関との連携</p> <p>3 障害福祉サービス量の充足 ・必要なサービスの見込量と確保の方策 ・指定障害者支援施設の必要入所定員総数等 ・圏域ごとの障害福祉サービスの見通し及び基盤整備の方策</p> <p>4 障害児への支援 ・障害児支援の見込量と確保の方策</p> <p>5 人材の養成・確保と資質の向上等 ・人材の養成・研修 ・福祉サービスの第三者評価事業 ・虐待の防止、差別解消</p>

3 成果目標（計画期間が満了するH32年度末の目標）

国の基本指針に定める数値目標	県の基本的な考え方(案)
成果目標 1 施設入所者の地域生活への移行	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行者数：H28年度末施設入所者の9%以上 ・ 施設入所数：H28年度末の2%以上削減 	国の基本指針と同じ。
成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域又は各市町村)の設置【新】 ・ 精神病床の1年以上長期入院患者数：国の推計式により県が設定 ※H26年：18.5万人(全国)に比べ約3.9～2.8万人減 ・ 退院率 入院後3月：69%以上、入院後6月：84%以上、入院後1年：90%以上 ※H27年時点の上位10%の都道府県の水準 	<p>原則、各市町村に設置する。 ※単独設置が困難な場合は、複数市町村での共同設置も可</p> <p><県健康推進課・調整中></p> <p>※県のみが目標値を設定</p>
成果目標 3 地域生活支援拠点等の整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備 	国の基本指針と同じ。
成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行者数：H28年度の1.5倍以上 ・ 就労以降支援事業利用者：H28年度の2割増し以上 ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ・ 就労定着支援1年後の職場定着率：80%以上【新】 	国の基本指針と同じ。
成果目標 5 障害児支援の提供体制の整備等【新】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置 ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保 ・ 医療的ケア児支援の協議の場（県、各圏域、各市町村）の設置【H30年度末まで】 	国の基本指針と同じ。

4 活動指標（計画期間が満了するH32年度までの活動指標）

国の基本指針に定める指標	県の基本的な考え方(案)
1 福祉施設から一般就労への移行等	
①就労移行支援事業、就労継続支援（A型・B型）事業利用者のうち、一般就労への移行者数の見込 ②障害者に対する職業訓練の受講者数 ③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者 ④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数 ⑤公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定する。 注 ①：県及び市町村が設定 ②～⑤：県のみが設定
2 障害福祉サービス等の利用者数・見込量	
①訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援） ②生活介護 ③自立訓練（機能訓練）、④自立訓練（生活訓練） ⑤就労移行支援 ⑥就労継続支援A型、⑦就労継続支援B型 ⑧就労定着支援【新】 ⑨療養介護 ⑩短期入所（福祉型、医療型） ⑪自立生活援護【新】 ⑫共同生活援助、⑬施設入所支援 ⑭計画相談支援 ⑮地域相談支援（地域移行支援）、⑯地域相談支援（地域定着支援）	基本指針を踏まえ、市町村と連携の上、見込量等を設定する。
3 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等	
①児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 ②医療型児童発達支援 ③居宅訪問型児童発達支援【新】 ④福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援 ⑤障害児相談支援 ⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置数【新】	基本指針を踏まえ、市町村と連携の上、見込量等を設定する。 注 ④：県及び岡山市が設定
4 発達障害者等に対する支援【新】	
①発達障害者支援地域協議会の開催回数 ②発達障害者支援センターによる相談支援件数 ③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数 ④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修・啓発件数 ⑤発達障害について身近に相談できるかかりつけ医の数 県実施「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」受講医師数	基本指針を踏まえ、市町村と連携の上、見込量等を設定する。 注 ①～④：県及び岡山市が設定 ⑤：県独自目標数値

第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画 の今後の策定スケジュールについて

○今後の予定（概要）

- | | |
|------------|---|
| 7月下旬～8月上旬 | ・各種障害福祉団体への意見聴取 |
| 8月下旬 | ・各市町村ヒアリング
※各市町村における障害福祉サービス見込量等について状況把握等 |
| 11月中旬 | ・第5期県障害福祉計画・第1期県障害児福祉計画（素案）策定
・第2回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会で審議 |
| 12月中旬～1月中旬 | ・パブリック・コメント実施 |
| 2月中旬 | ・第5期県障害福祉計画・第1期県障害児福祉計画（最終案）策定
・第3回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会で審議 |
| 3月上旬～中旬 | ・第5期県障害福祉計画・第1期県障害児福祉計画策定 |